

# 第1回 普通財産利活用検討会

# 公有財産の種類

- ▶ 国や地方自治体が所有する公有財産には、大きく分けて「行政財産」と「普通財産」の2種類の財産があります。
- ▶ 「行政財産」とは...  
公共のために使用されている財産（役場庁舎や学校など）
- ▶ 「普通財産」とは...  
行政財産以外の公有財産（廃校や空き地など）

# 検討会設置の目的

- ▶ 本検討会は、以下の事務を行うために設置します。
  - (1) 普通財産の利活用に関する調査、検討に関すること。
  - (2) その他、普通財産の利活用の推進に関すること。

# 検討会設置の目的

▶ 今年度の会議において検討する主な普通財産は、次の4か所です。

1. 字新布才地1番地（役場本庁舎南側空き地）
2. 字新布才地2番地（役場本庁舎北側空き地）
3. 旧高田庁舎跡地
4. 旧本郷第一小学校跡地

# 検討会設置の目的

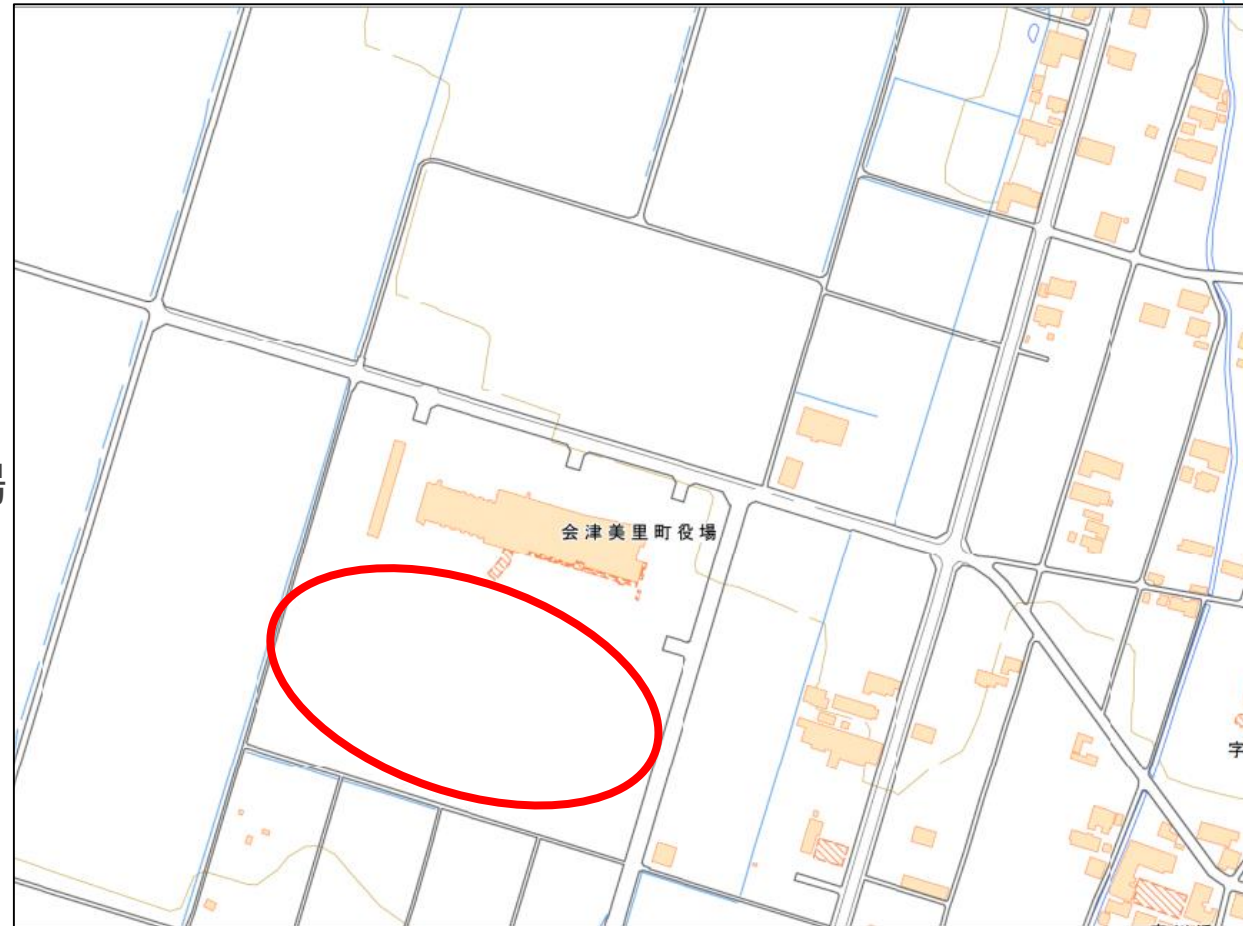
## ▶ 1. 字新布才地 1 番の検討事項について

当該地は、現時点では町として具体的な利活用方針が決定しておりません。

土地の具体的な利活用方針について、関係各課と調整を行いながら、本検討会において有効的な利活用方針を調査・検討します。

# 普通財産の概要 新布才地1番

- ▶ 平成20年 雑種地登記  
土地取得
- ▶ 平成31年 会津美里町役場  
庁舎及び複合  
文化施設開庁





# 検討会設置の目的

## ▶ 2. 字新布才地 2 番の検討事項について

当該地は、公共の福祉に資する施設用地として売却することとしています。

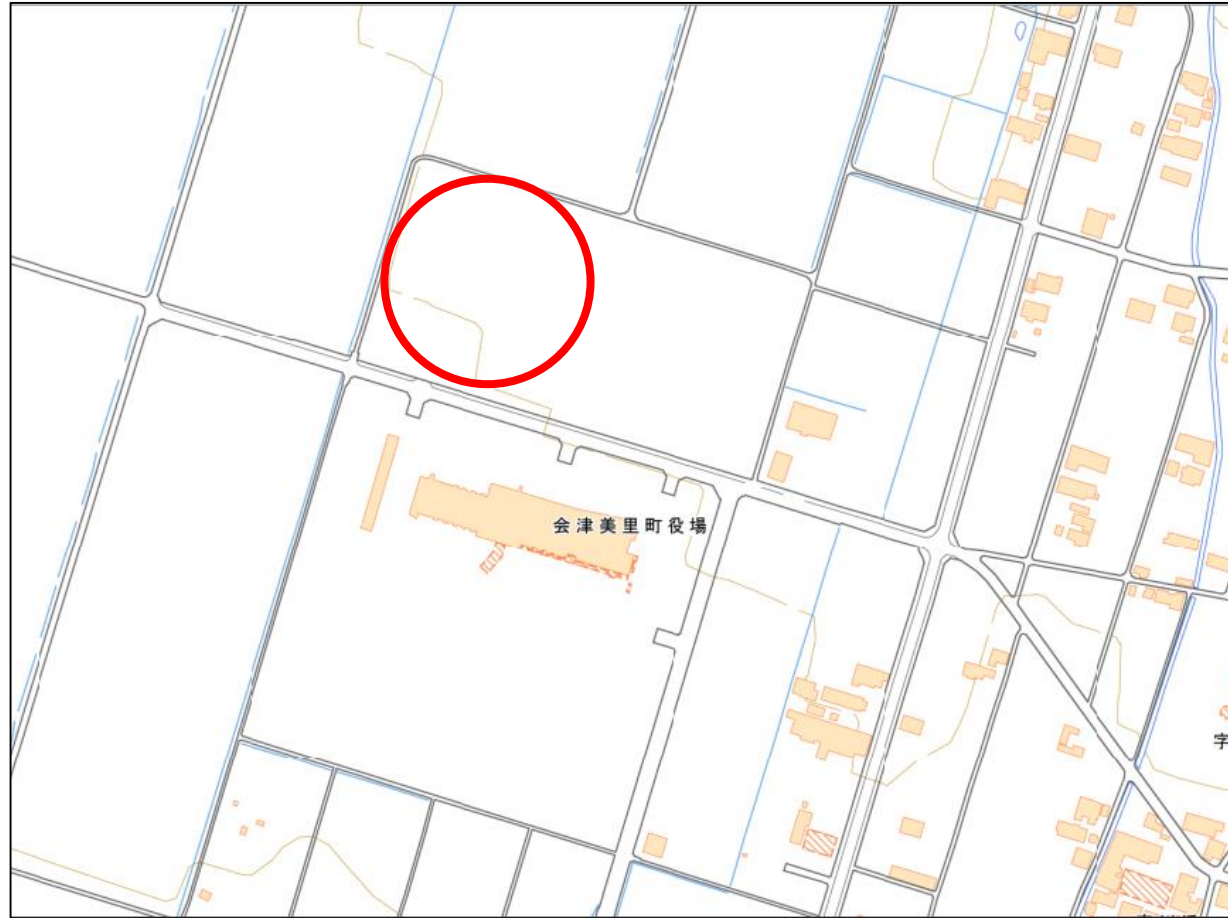
売却先の選定については、公募型プロポーザル方式により事業者から当該地の利活用に係る企画提案を受け、その内容を審査し、決定します。

事業者の審査に当たっては、本検討会より 2 名を審査委員として選出します。

※公募型プロポーザル方式とは、民間事業者に対し、期日までに事業の提案書を提出させ、地方公共団体がその提案書を審査し、内容及び価格を総合的に評価し、受託者を決定する方式のことです。

# 普通財産の概要 新布才地2番

- ▶ 平成19年 雑種地登記
- ▶ 平成20年 土地取得
- ▶ 平成23年4月  
認定こども園ひかり 開園
- ※ 利活用範囲外
- ▶ 令和4年6月 農地転用  
臨時駐車場として使用





普通財産利活用検討会 会津美里町総務課 管財契約係

# 検討会設置の目的

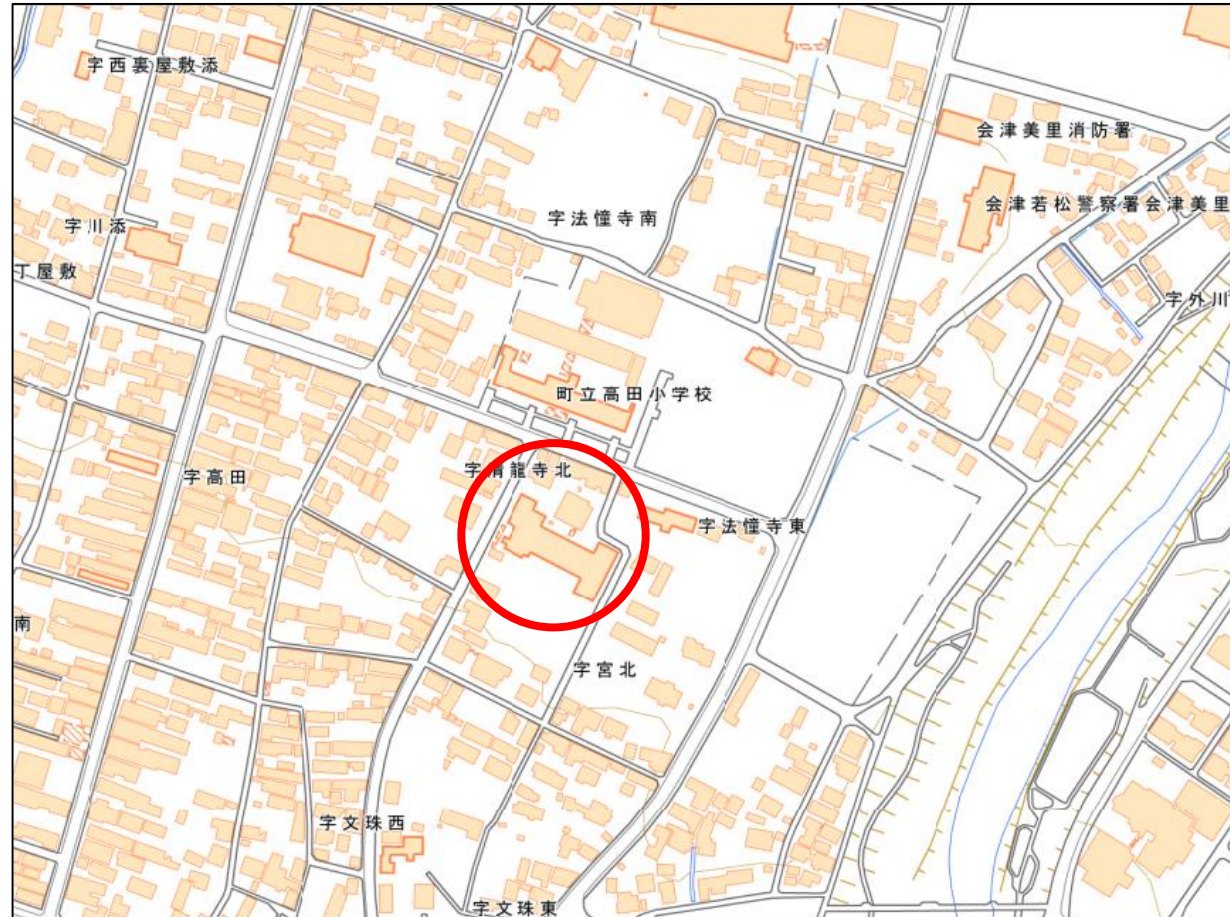
## ▶ 3. 旧高田庁舎跡地の検討事項について

当該地は、役場書庫として利用している旧北庁舎の周囲を除き、売却することとしています。

売却の方法は、町の各種計画を踏まえ、住宅用地での分譲をするか公共の福祉に資する施設とするかなど、本検討会で検討を行います。

# 普通財産の概要 旧高田庁舎跡地

- ▶ 平成31年4月 閉庁
- ▶ 令和2年11月 建物解体  
一部（北庁舎）は書庫として利用





普通財産利活用検討会 会津美里町総務課 管財契約係

# 検討会設置の目的

## ▶ 4. 旧本郷第一小学校跡地の検討事項について

当該地は、令和元年7月に跡地利活用検討会から提案された3つの理念に基づき、今年度、利活用基本計画を策定します。

基本計画の策定に当たっては、公募型プロポーザル方式により計画策定支援業務の受託者を選定し、決定します。

受託者の審査に当たっては、本検討会より2名を審査委員として選出し、提案内容の審査を行っていただきます。

基本計画をまとめていく上で、検討会で意見を聴取します。

# 普通財産の概要 日本郷第一小学校跡地

- ▶ 平成25年3月 閉校
- ▶ 平成30年11月 建物解体
- ▶ 令和元年7月  
跡地利活用基本理念提案
- ▶ 令和4年7月  
跡地利活用基本計画策定  
支援業務委託締結（予定）



## 旧本郷第一小学校跡地 利活用方針

- 本郷地区に賑わいを創出するための場所
- コミュニティを形成することができる場所
- 子どもたちが自由に遊べる場所



# 今後のスケジュールについて

▶ 検討会の開催（令和4年度は5回程度開催）

R4.6.30 第1回検討会（委嘱状交付、現状・スケジュール確認）

R4.7 第2回検討会（普通財産の利活用に関する意見交換、その他）

R4.10 第3回検討会

R4.12 第4回検討会

R5.2 第5回検討会